

# 第四次長野市総合計画

## 基本構想

### まちづくりの基本方針編

- ・ 第1章 行政経営の方針・素案たたき台
- ・ 第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）・素案たたき台

### 目標編

- ・ 第4章 土地利用構想・素案たたき台

この素案たたき台は、各部会での分野ごとの議論に際して、全体の内容を参考にご覧いただけるよう、現段階の素案たたき台をまとめたものです。各部会での議論により今後の内容が変わりますのでご承知ください。

平成18年1月

## 第四次長野市総合計画の使用語句について

- 1 計画中で頻繁に使用する語句について、概ね以下の事例により使用するものとする。(協働して取り組む施策・事業を含む。)

推進・・・主に市として取り組むべき施策・事業、または進めている施策・事業

(例) 健康づくりの推進、協働体制の推進

促進・・・直接市が行う施策・事業ではないが、進み方がはかどるようにするべき施策・事業

(例) 社会参加の促進、芸術活動の促進

整備・・・主に市として未完成の体制などを完全なものにすること。また、新築、改築、改修など、施設を使えるような形に整えること。

(例) 施設の整備、支援体制の整備、環境の整備

充実・・・主に市として体制や施策・事業等の内容をレベルアップすること。また、施設の設備等を改善したり、増やしたりすること。

(例) 消防体制の充実、相談体制の充実

形成・・・主に市として取り組むことによって目標の状態をかたちづくること。

(例) 社会の形成、文化の形成

## 第1章 行政経営の方針

---

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」<sup>1</sup>をより効率的・市民本意位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

### 1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、地域、関係団体等や行政が果たすべき役割分担を明確化にし、それぞれの協働<sup>2</sup>によるまちづくりを推進します。
- ・市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

### 2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・市民や地域の自己決定・自己責任による、地域社会の形成に向けた活動を、積極的に支援します。

### 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市<sup>3</sup>制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。
- ・長野広域連合<sup>3</sup>の中心的自治体として広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を推進します。

#### 4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革の推進による、行政運営を推進します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革による行政運営を推進し、行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分により健全な財政運営を推進します。

#### 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の満足度を高めていく行政経営を推進します。

- 1 行政の経営資源・・・ 行政が保有している、人材、人脈などの人的資源（ヒト）・土地、建物、設備など物的資源（モノ）・予算、資金（カネ）などの行政活動を行うための資源のこと。
- 2 協働・・・ 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 3 中核市・・・ 人口30万人以上で、面積100km<sup>2</sup>以上（人口50万人未満の場合）の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
- 4 長野広域連合・・・ 広域的な事務や各市町村が単独で行うことが難しい高度な事務などを処理するための広域行政組織で、長野市を含む3市5町3村の11市町村から構成されている。

## 多様な都市活動を支える快適なまち

### まちづくりの方向性

緑豊かな自然と都市機能を併せ持ち、個性的な地域が連なる本市においては、効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方拠点都市“ながの”としての多様な交流や魅力と賑わいのある快適なまちを目指します。

#### < 施策の視点 >

- ・ まちの個性、魅力を引き出す施策の展開
- ・ 市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となった効率的で快適な地域づくり
- ・ 多様な交流を支える人づくりの推進

### 1 いきいきと暮らせる街づくりの推進

- ・ 都市の活力や個性を代表する「顔」として、人々が集い、歩いて楽しめる、多機能で魅力ある中心市街地の再生を図ります。
- ・ 生活圏を中心とした特色ある拠点地域づくりとそれらが相互に連携し機能分担する、集約的な街づくりを推進します。
- ・ ユニバーサルデザイン<sup>1</sup>を取り入れた、暮らしやすく利用しやすい街づくりを推進します。

### 2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

- ・ 地域の実情に合わせた公共交通システム<sup>2</sup>の構築を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮し、公共交通機関や自転車の利用を促進します。
- ・ 道路交通の円滑化を図るために都市機能を支える体系的な道路網の整備や市民生活に配慮した安全な道路整備を推進します。
- ・ だれもが高度情報通信サービス<sup>3</sup>を享受できる環境づくりを促進します。

### 3 地域から広がるふれあいと交流の推進

- ・市民の国際感覚・理解を深め、世界の人々との一層の交流を図るとともに、国際化に向けた環境整備を推進します。
- ・観光、経済、文化等多岐の分野にわたり、広域的な地域間の連携と交流を深め、互いの地域特性をいかし合い、補完することによって、活力あるまちづくりを推進します。

#### 調整

- 1 ユニバーサルデザイン...障害の有無や年齢等に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること
- 2 公共交通システム...公共交通機関（バス・軌道交通）等の機能強化による利用しやすい移動手段としての公共交通体系の整備
- 3 高度情報通信サービス...ADSL、光ファイバ、無線LAN、携帯電話等が連携した情報通信基盤を通じて提供される、先進的情報技術を利用した電子申請、電子商取引、遠隔医療等のサービス

---

## 第4章 土地利用構想

---

土地利用構想は、平成12年策定の「第二次長野市国土利用計画」の内容や、社会経済情勢、本市の土地利用の状況、国・県等の土地利用施策の動向等を踏まえた、今後の本市の土地利用を推進するための基本的な方針です。

### 1 土地利用の現況と課題

#### (1) 面積の状況（本市域における、以下の区分別等の面積を提示）

##### ア 土地の利用区分別面積

農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地等の区分別面積

##### イ 関係法令に基づく計画区域面積

都市計画法に基づく、都市計画区域面積

農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域及び農用地区域の面積

森林法に基づく、地域森林計画対象民有林の面積

自然公園法に基づく、自然公園面積

#### (2) 現況と課題

- ・市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地については、市民理解と協働のもと、公共の福祉を優先し、長期的視点に立って利用を進める必要があります。
- ・人口減少や少子・高齢化の進行により、社会経済活動の拡大や都市化の必要性は従来よりゆるやかになると予想される中、今後の自然的土地利用<sup>1</sup>（農地、森林、原野等）から都市的土地利用<sup>2</sup>（住宅地、商工業用地等）への転換は、土地需要等を考慮して計画的かつ慎重に行う必要があります。
- ・本市では、中心市街地の空洞化が進む一方、商業施設等の郊外化が進展しており、農地と市街地、地域間等のバランスを考慮した、秩序ある土地利用を進める必要があります。
- ・本市域の中で大きな面積を占める森林や中山間地域は、環境保全や水源涵養に重要な役割を果たしています。このため、農地や森林等の保全を図り、国土の安全性を維持・向上していく必要があります。
- ・本市域の美しく豊かな自然環境を、将来に向けて保全・継承するため、土地利用に当たっては、自然環境との共生や調和を図る必要があります。

## 2 土地利用の基本理念

予想される人口減少や少子・高齢化等の社会構造の変化、土地利用上の課題等を踏まえ、本市においては、以下に掲げる基本理念に基づき、地域特性や自然環境の保全等に配慮した、調和のとれた土地利用を目指します。

### <基本理念の視点>

- ・社会構造の変化等を踏まえた、開発型から保全型への土地利用の転換
- ・災害に強いまちづくりを目指した土地利用の推進
- ・自然環境の保全に配慮した土地利用の推進

### <基本理念>

#### (1) 地域の特性を生かした土地利用

- ・生活圏を中心とした特色ある拠点地域づくりと、それらが相互に連携し機能分担する集約的な街づくりの推進により、市街地の外延的拡大<sup>3</sup>を抑制し、バランスの取れた土地利用を図ります。
- ・歴史的風土の保全や、周辺環境と調和した良好な景観の形成など、地域の個性を生かした土地利用を推進します。
- ・本市の基幹的産業である農業の振興を図るため、生産基盤である農地の維持・保全を図ります。

#### (2) 安全で安心できる土地利用

- ・農地や森林等の持つ国土保全機能の維持向上を図り、国土の安全性を高めます。
- ・河川改修や災害対策の実施など、災害に強いまちづくりを目指した土地利用を推進します。

#### (3) 人と自然が共生する土地利用

- ・上信越高原国立公園などの自然公園をはじめとする、美しく豊かな自然環境の保全を図ります。



### 3 地域別土地利用の方向性

地域の自然的・社会的条件、土地利用規制の状況、利用区分別の土地利用の方向性等を踏まえ、市域を大きく3つの地域に区分し、秩序ある土地利用を推進します。

#### (1) 市街地地域（市中央部の平坦地域のうち、市街化が進展している地域）

##### ア 地域全般

- ・住宅地、商業地、工業地などの適正な配置と誘導により、快適な生活環境の確保と機能的な産業基盤の形成を図ります。
- ・人口構造やライフスタイルの変化に応じた住宅地の供給や、生活基盤の整備等による良好な居住環境の形成を図ります。
- ・既存の公共施設（道路、公園等）などの有効活用を図ります。
- ・交通の円滑化や歩行者等の安全に配慮した、幹線道路や生活道路の整備を推進します。
- ・河川空間の活用や公園緑地の確保等により、ゆとりある都市空間の形成を図ります。

##### イ 中心市街地（長野地区、松代地区及び篠ノ井地区の中心市街地地域）

- ・魅力ある商業環境や利便性に優れた居住環境の整備により、にぎわいのある都市環境の形成を図ります。
- ・歴史・文化を生かしたまちなみ整備を推進します。
- ・歩行者等の安全性、快適性に配慮した都市空間の整備を推進します。

#### (2) 田園・山村地域

##### ア 田園居住地域（市中央部の平坦地域のうち、農地・集落の混在地域）

- ・まとまりのある優良農用地の確保や、農地の有効利用を促進します。また、遊休農地の解消を図ります。
- ・既存集落内の居住環境を整備するとともに、周辺の農地等における無秩序な土地利用転換を抑制し、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・河川や用水路等の改修・整備により、浸水等の災害防止を図ります。

##### イ 中山間地域（市西部及び南東部に広がる山村地域）

- ・担い手や営農組織の育成等により、耕作放棄地の増加防止を図ります。
- ・森林の適切な整備・管理により、災害防止、水源涵養、自然環境の保全

を図ります。

- ・生活基盤の整備や空き家の有効活用等により、定住人口の増加を図ります。
- ・河川改修やため池の整備等により、地域の防災性を高めます。
- ・市街地への利便性や地域間の連携、防災性等を考慮した道路整備を推進します。
- ・自然環境や農林産物等を活用した、市民のいこいの場、自然体験の場としての土地利用を図ります。

(3) 自然環境地域(自然公園をはじめとする、良好な自然環境に恵まれた森林、原野、河川等の区域)

- ・貴重な自然環境を形成している原野等における、生態系や景観の保全を図ります。
- ・森林区域内の宅地開発等については、適正な規制を図り、周辺環境と調和した秩序ある土地利用を誘導します。
- ・貴重な自然や景観の保全に十分配慮しながら、市民や観光客が豊かな自然と親しめる場としての土地利用を図ります。

- 1 自然的土地利用・・・農地・森林などの農林業的土地利用に、自然環境を保全していくべき原野・河川などの土地利用を加えたもの。
- 2 都市的土地利用・・・住宅地、商工業用地、道路など、主として人工的施設による土地利用
- 3 市街地の外延的拡大の抑制・・・既成市街地や既存施設の有効活用を図ることにより、漠然とした市街地の拡大を抑制していくこと。